

[事案 2019-191] 新契約無効請求

・令和2年9月16日 和解成立

<事案の概要>

不当に契約を締結させられたことを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

募集人は、独居高齢者である自分に巧みに近づき、平成23年から平成29年の間に申立外契約14件（他社契約）の保険契約を取り付け、その後、平成29年5月から平成30年7月の間に通貨指定型個人年金保険4件（申立契約）を契約したが、自分は内容を理解しておらず、不当に締結した契約であるため、契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

募集人は、それぞれの募集に際し、申立人の意向を確認し、複数回の面談および複数者による募集等を通じて、契約内容を理解していただいたうえで申込手続をしていることから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人代理人に対して事情聴取を実施した。なお、申立人は体調の理由から、募集人は退職済みであることから、それぞれ事情聴取を実施できなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人を通じて、わずか1年2か月の間に4件の本契約が成立し、この他に、同募集人を通じて、他社との間で多件数の申立外契約が成立していた事情を踏まえると、募集人に悪意があったか否かは別として、親密な間柄にあった申立人の厚意に甘え、通常とは評価できないような多件数の契約を媒介したと言わざるを得ないことから、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。